

届出について

病院等による届出(法第6条)

病院又は指定された診療所(以下、「病院等」という。)の**管理者**は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を**当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。**



- 病院には例外なく届出義務がある。
- 都道府県知事により指定された診療所には届出義務がある。

診療所の指定について

(法第6条第2項) 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

(省令第14条) 診療所の指定は、診療所の開設者による申請により行う。



○診療所からの指定申請について

- 指定を受けようとする診療所の開設者は、申請書を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出する

○指定について

- 指定業務やデータベース管理を含む診断年管理が煩雑となるため、診療所の指定は各年1月1日付けでまとめて行うことが望ましい

○指定期間について

- 指定された診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する

がんの定義について

(法第2条第1項)

この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。



(政令第1条)

政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

- 一 悪性新生物及び上皮内がん
- 二 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍
- 三 卵巣腫瘍
 - 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
- 四 消化管間質腫瘍

届出対象情報について

(法第6条第1項)

病院等の管理者は、原発性のがんに関する次に掲げる情報を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

届出を行う期間

(法第6条【再掲】)

病院又は指定された診療所(以下、「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(省令第10条)届出を行う期間

厚生労働省令で定める期間は、当該がんの診断日の翌年の12月31日までとする。

(例)

診断日	届出期限
<u>2016</u> 年1月10日	<u>2017</u> 年12月31日
<u>2016</u> 年12月28日	
<u>2017</u> 年1月5日	<u>2018</u> 年12月31日

高知県への届出期限

《2016年(H28) 診断症例の場合》

病院等の別	がんの診断日	届出時期
がん診療連携拠点病院	2016(H28)年1月～12月	2017(H29)年8月末まで
院内がん登録提出医療機関	2016(H28)年1月～12月	2017(H29)年9月末まで
上記以外の病院・診療所	2016(H28)年1月～6月	2017(H29)年3月末まで
	2016(H28)年7月～12月	2017(H29)年7月末まで

がん情報の提出先

〒 783-8505

高知県南国市岡豊町小蓮185-1

高知大学医学部附属病院 診療情報管理室内 高知県がん登録室

届出がなされなかった場合

届出の勧告等（法第7条）

都道府県知事は、病院の管理者が第6条第1項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

診療所に対しては適用されない

病院等への都道府県がん情報の提供

病院等への提供(法第20条)

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録
その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等か
ら届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確
認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定す
る附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベ
スを用いて、その提供を行わなければならない。



病院等の管理者からの請求に基づき、都道府県知事は当該病院等
が届出した都道府県がん情報(生存確認情報及び附属情報)を提供

全国がん登録等の事務に従事する職員等の義務

○秘密保持義務

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。(法第28条第7項)

→違反した場合は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する(法第55条)

○その他の義務

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。(法第29条第7項)

届出の必要な患者 判断チャート

